

第120回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

前橋市本町二丁目12番6号
当行本店2階大会議室

議 案

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

議決権行使期限



2025年6月25日（水曜日）
午後5時到着分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



2025年6月25日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

- お土産のご用意はございません。
- お手伝いが必要な方はスタッフまでお声掛けください。

株 主 各 位

証券コード 8558
2025年6月10日

群馬県前橋市本町二丁目12番6号

株式会社東和銀行

代表取締役頭取 **江原 洋**

第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）については、電子提供措置をとっておりますので、以下の当行ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト <https://www.towabank.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、サイト上部のメニューより「株主・投資家の皆さまへ」、
「株式について」、「株主総会」の順にご選択いただきご確認ください）



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東和銀行」を入力、または
「コード」に当行証券コード「8558」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を
選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます）



また、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、これらの方法により議決権を行使される株主さまは、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当行の指定する議決権サイト（<https://www.e-sokai.jp>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、**2025年6月25日（水曜日）午後5時**までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）	
2 場 所	前橋市本町二丁目12番6号 当行本店2階大会議室	
3 目的事項	報告事項 - 第120期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第120期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件	
	決議事項 - 第1号議案 剰余金処分の件 - 第2号議案 定款一部変更の件 - 第3号議案 取締役7名選任の件 - 第4号議案 監査役1名選任の件 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
4 招集にあたっての決定事項	- 株主総会にご出席されない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。 - ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、当行提案の議案については「賛」、株主提案の議案については「否」と表示があったものとして取り扱わせていただきます。 - 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 - 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って株主さまに対して交付する書面は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部です。 - 個別注記表 - 連結注記表	

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日会場スタッフは、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当行役員及びスタッフは、体調を十分管理したうえで、必要に応じマスクを着用のうえ対応させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当行ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

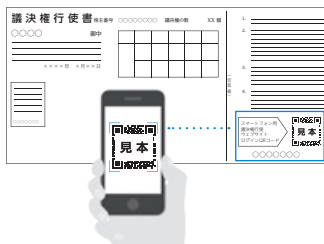


インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

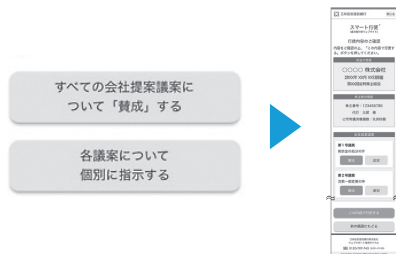
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.e-sokai.jp>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

証券代行部 ウェブサポート専用ダイヤル

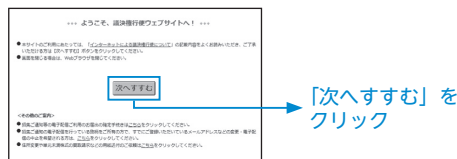
0120 (707) 743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00（土曜、日曜、祝日も受付）

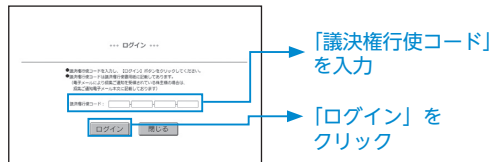
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

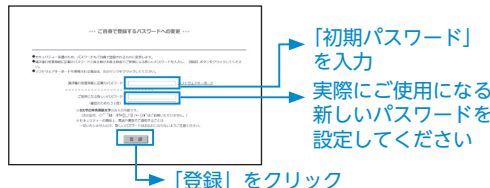
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第120期事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当行グループは、当行と子会社及び子法人等2社により構成されており、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスの提供やその他業務（クレジットカード業務）を営んでおります。

(金融経済環境)

2024年度のわが国経済は、物価上昇や人手不足の影響もあり一部に弱めの動きも見られましたが、緩やかな回復が続く1年となりました。業種や規模により時間差が生じているものの、企業の価格転嫁が進んだことで企業業績の改善が続きました。好調な企業業績や賃上げ促進税制の導入を背景として、従業員に対する物価上昇への配慮や人材確保を目的とした積極的な賃上げが行われており、個人消費を下支えしています。

2024年の主な日本経済の実績として、7月には日経平均株価の終値が史上最高値を更新したことや、観光地等への人流の回復により年間の訪日外国人客数が過去最高を更新したこと、名目GDPが600兆円を突破したことなど、経済の成長が目に見える状況にありましたが、アメリカの関税政策と各国の対抗措置などの影響により先行きの不透明感は強まっています。

当行の主要営業エリアの経済状況は、一部に弱さが見られたものの観光地等への人流の回復や個人消費が下支えとなり緩やかな持ち直しの動きが続きました。なお、輸送機械工業が盛んな地域であることから、アメリカの関税政策の影響を強く受ける可能性が高く、先行きの不透明感はより強まっています。

金融を取り巻く環境は大きく転換しています。長期間に亘って実施されていたマイナス金利などの金融緩和政策が2024年3月に解除となり、2024年7月と2025年1月には日本銀行の金融政策決定会合において政策金利の引上げが決定されました。「金利のある世界」に向けて動き始めており、今後は企業活動や家計への影響が顕在化していくことが見込まれます。

(企業集団の事業の経過及び成果)

当行は、2021年4月からスタートした経営強化計画「プランフェニックスⅥ」（計画期2021年4月～2024年3月）に基づき、お客さまが資金繰りを気にせず事業に専念できる環境づくりを行う「真の資金繰り支援」及び、「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」を実践してまいりました。

2024年4月からはパーパスの策定とともに新たな長期ビジョンを策定し、新中期経営計画「TOWA Future Plan I ～ともに豊かな未来を創造する～」をスタートさせ、お客さまや地域社会、全てのステークホルダーの持続的な発展に貢献するとともに、当行の企業価値向上を目指した取組みを行ってまいりました。

中期経営計画では具体的に4つの基本戦略「Ⅰ．TOWAお客様応援活動の強化・深化」、「Ⅱ．ビジネスモデルを支える態勢の強化」、「Ⅲ．ローコスト・オペレーションの確立」、「Ⅳ．責任ある経営体制の確立」を打ち出し、基本戦略Ⅰをお客さまや地域に対してアウトプットする施策とし、基本戦略Ⅱ～Ⅳをアウトプットを加速させるための「土台」となる施策として位置付け取り組んでまいりました。

当連結会計年度の主な項目の実績は以下のとおりです。

<預金・預かり資産>

預金は、前年度末比27億円増加の2兆1,555億円となりました。

投資信託236億円、生命保険114億円、公共債25億円の販売・募集を行いました。

<貸出金>

貸出金は、前年度末比297億円増加の1兆6,067億円となりました。

事業性貸出先数は、前年度末比160先増加の15,282先となりました。

<基本戦略Ⅰ TOWAお客様応援活動の強化・深化>

当行のビジネスモデルの中核である「TOWAお客様応援活動」は、お客さまの売上増加や経営課題の解決を図る「真の資金繰り支援」、「本業支援」、「経営改善・事業再生支援」及び、お客さまの長期的な家計資産の増大を図る「資産形成支援」を大きな柱としております。

なお、「TOWAお客様応援活動」の具体的な取組みは以下のとおりです。

① 真の資金繰り支援

お客さまを取り巻く環境は、金利上昇や原材料価格の高騰、価格転嫁の遅れ等、課題が大きく変化し多様化しております。お客さまの置かれた状況に応じた、最適な支援が必要であることから、本事業年度は、昨年度に引き続きお客さまが資金繰りを心配せずに事業に専念できる環境づくりを支援するため、「本支店一体での重点的な経営改善・事業再生支援」、「事業の成長に向けたスピーディな資金供給支援」、「本支店での重層アプローチによる事業課題の解決支援」の3つを柱として取り組んでまいりました。

② 本業支援

本業支援では、行内ビジネスマッチングや大手企業（工業系・食品系）との個別商談会の実施、ものづくり補助金や事業再構築補助金などの各種補助金申請支援、地元大学との共同研究開発支援のほか、新現役交流会の開催などの専門人材支援に取り組んでまいりました。また、昨年11月には高崎市のGメッセ群馬において「第19回東和新生会ビジネス交流会」を開催し、栃木銀行・筑波銀行との三行連携の取組みとして、両行のお取引先企業にも出展いただくなど、地域や銀行間を跨いだ商談会といたしました。また、産学官金の取組みを促進するため、地元大学（群馬大学、埼玉大学、前橋工科大学、埼玉医科大学、共愛学園前橋国際大学、埼玉工業大学、日本薬科大学、高崎経済大学、高崎健康福祉大学）の研究成果等に係るブースを出展いたしました。

③ 経営改善・事業再生支援

経営改善・事業再生支援では、経営改善計画の策定支援や経営指導などコンサルティング機能の発揮に努めるとともに、お客さまの経営状況に合わせたソリューションを提供し、外部機関とも積極的に連携しながら、抜本的な経営改善・事業再生支援に取り組んでまいりました。

④ 資産形成支援

資産形成支援では、お客さまの金融資産の状況やご意向を把握した上で、「長期」「分散」「積立」を基本とし、少額から投資できる積立投信を中心として、お客さまへの支援に注力してまいりました。また、体制の強化として「東和リテールセンター」を群馬県に4カ所（前橋オフィス・伊勢崎オフィス・高崎オフィス・大泉オフィス）、埼玉県に4カ所（東松山オフィス・深谷オフィス・狭山ヶ丘オフィス・上尾オフィス）の計8カ所に開設し、資産形成支援業務を専門的に行うアセットサポーターを複数名配置する体制を整えました。

また、金融仲介業務では「東和銀行SBIマネープラザ」2店舗において、お客さまの多様な商品ニーズにお応えできる体制を整えております。

2024年度中における支援活動実績は以下のとおりです。

お客様応援活動の取組状況

ビジネスマッチング	商談1,274件、取引成立409件
人材紹介マッチング	紹介105件、累計489件
新現役交流会	面談15社、成約4社4名
SDGs宣言書の策定支援	宣言先210先、累計587先
海外進出支援	政府系金融機関や業務提携機関等への個別紹介実績14社
事業承継・M&A支援	コンサルティング契約17社（累計の契約社数84社）

経営改善・事業再生支援

中小企業活性化協議会との連携	14社
経営改善計画策定支援事業との連携	6社
保証協会経営サポート会議の活用	10社
外部専門家（コンサルタント等）との連携	25社

<基本戦略Ⅱ ビジネスモデルを支える態勢の強化>

ビジネスモデルを支える態勢整備の強化として、業務体制の見直しやBPRの継続的な実施、人的資本向上に向けた取組み、DXやSDGsの推進に取り組んでまいりました。

本事業年度の具体的施策として「業務の選択と集中」を行い事業者支援業務と資産形成支援業務の分業体制を構築し、業務の専門性を高めお客さまへより質の高い金融サービスを提供するとともに、人的資本向上に向けた各種施策を実施いたしました。

DXの推進では東和銀行アプリに投資信託口座・NISA口座の開設機能を搭載しお客さまの利便性向上を図り、SDGs推進においてはCO₂排出量ネットゼロへ向けた「脱炭素ロードマップ」に則り、全支店の契約電力を再生可能エネルギー由来電源へ切り換えました。当行は2031年3月末までに気候変動を含むサステナビリティに関連した投融資目標として3,000億円を掲げており、2024年度末までの実績累計は1,129億円となっております。

<基本戦略Ⅲ ローコスト・オペレーションの確立>

効率的な店舗運営のため、店舗体制の整備や店舗業務改革を実施し、効率的な業務運営を図ってまいりました。

本事業年度の具体的施策として営業店の特化店化、ブランチャイン・ブランチャインによる店舗チャンネルの見直しを実施し、エリア中核店舗（上尾支店・南砂支店）を環境配慮型店舗へ建替えました。また、営業店50店舗の窓口へセルフレジを導入し、お客さまの利便性の向上と業務効率化を図っております。

<基本戦略Ⅳ 責任ある経営体制の確立>

「リスク管理の基本方針」や「統合リスク管理規程」に基づき、管理対象とするリスクを特定するとともに、各種リスクを統合的に管理する体制を整備しており、リスク管理の実効性確保と強化に努めてまいりました。

また、ガバナンスの強化を当行のビジネスモデルを支える土台と捉えており、最重要課題として取り組んでおります。

<損益状況>

当連結会計年度の経常利益は63億円、親会社株主に帰属する当期純利益は45億円となりました。なお、単体コア業務純益は47億円を計上し、経常利益は63億円、当期純利益は45億円となりました。

<金融再生法開示債権比率>（単体）

金融再生法開示債権比率は、前年度末比0.03ポイント上昇し2.52%となりました。

<自己資本比率>

連結自己資本比率は、前年度末比0.31ポイント低下し9.75%となりました。

（企業集団の対処すべき課題）

地域企業を取り巻く環境は引き続き厳しく、少子高齢化による労働人口の減少、環境規制強化に伴う脱炭素への対応、加えてエネルギー価格の高騰やインフレ圧力のほか、コロナ禍で過剰となった債務など、地域経済の活性化を妨げる課題が複数存在し、地域金融機関にはこれらの課題を解決するための支援が求められております。

このような中、当行はパーパス「私たちは、地域のお客さまに寄り添い、ともに豊かな未来を創造します。」を礎とし、「役に立つ銀行」、「信頼される銀行」、「発展する銀行」を経営理念に掲げ、ビジネスモデルである「TOWAお客様応援活動」に着実に取り組み、諸課題を解決することで地域のお客さまの企業価値向上と、地域経済の活性化を目指してまいります。

収益力の向上に向けては、コンサルティング部の増員により収益機会を拡大し、事業承継・M&Aなどの本業支援やシンジケート・ローン等のファイナンス支援を強化してまいります。また、「業務の選択と集中」により、新たに整備した体制を軌道に乗せ行員の専門性を高めることで、事業者支援や資産形成支援に集中的に取り組む環境の構築を目指すほか、将来を見据えたDX（デジタル・トランスフォーメーション）による業務改革や店舗体制の更なる見直しなどのローコスト・オペレーションの確立などにも取り組んでまいります。更に、人的資本の高度化に向けて、働きがいや高い意欲をもって行員が成長できる環境構築を目指し、人財を資本として捉える人的資本経営を進め、お客さまへのサービスを更に向上させることで当行の収益力向上を図ってまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連結経常収益	36,907	33,513	34,138	37,815
連結経常利益	3,712	3,987	4,335	6,389
親会社株主に帰属する当期純利益	1,745	4,094	3,530	4,520
連結包括利益	△8,614	△6,445	1,989	△9,499
連結純資産額	125,209	117,688	118,605	91,171
連結総資産	2,566,787	2,390,395	2,405,654	2,382,753

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預金	2,136,864	2,145,580	2,153,415	2,156,325
定期性預金	925,778	889,685	826,816	772,245
その他	1,211,086	1,255,895	1,326,599	1,384,079
貸出金	1,528,195	1,564,847	1,579,511	1,609,244
個人向け	361,272	371,296	373,862	375,843
中小企業向け	828,557	827,533	841,081	870,510
その他	338,365	366,017	364,568	362,891
商品有価証券	0	0	—	—
有価証券	595,308	568,672	557,330	535,059
国債	59,687	63,312	49,573	47,117
その他	535,621	505,359	507,756	487,941
総資産	2,558,182	2,381,584	2,395,194	2,372,938
内国為替取扱高	8,346,547	7,957,695	8,603,358	8,789,636
外国為替取扱高	百万ドル 612	百万ドル 508	百万ドル 372	百万ドル 328
経常利益	3,759	3,951	4,307	6,373
当期純利益	1,665	4,070	3,510	4,502
1株当たり当期純利益	円 銭 39 84	円 銭 104 91	円 銭 89 30	円 銭 121 86

(注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の普通株式の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の状況

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	1,203人	20人	9人

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 使用人数は、就業者ベースで記載しております。

ロ. 当行の状況

	当年度末
使用人数	1,203人
平均年齢	41年0月
平均勤続年数	17年5月
平均給与月額	404千円

- (注) 1. 使用人数には、受入出向者を含み、出向者、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 使用人数は就業者ベースで記載しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額です。なお、受入出向者に対する給与等を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 営業所数

	主要な営業所等
群馬県	本店営業部、太田支店、高崎支店、ほか36店
埼玉県	東松山支店、川越支店、所沢支店、ほか38店
東京都	東京支店、ほか7店
栃木県	足利支店、ほか2店

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を78カ所設置しております。
2. 群馬県の営業所数の中にインターネット支店（1カ店）及び振込専用支店（2カ店）を含んでおります。

(ロ) 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ロ. リース業

会社名	主要な営業所等
東和銀リース株式会社	本社（群馬県前橋市）、首都圏営業部（埼玉県上尾市）

ハ. その他事業

会社名	主要な営業所等
東和カード株式会社	本社（群馬県前橋市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	7,208
リース業	7
その他事業	2
合 計	7,217

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	営業店システムの更新	1,332

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
東和カード株式会社	前橋市本町二丁目14番8号	クレジットカード業務	百万円 50	% 47.05	—
東和リース株式会社	前橋市本町二丁目14番8号	リース業務	百万円 100	% 48.00	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 連結対象の子会社及び子法人等は2社であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀36行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀36行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連552（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀36行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
5. セブン銀行等との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金、残高照会のサービスを行っております。
6. 栃木銀行及び筑波銀行と地域経済活性化に向けた「広域連携協定」を締結し、地域の魅力を高め、産業の育成や雇用の創出による地域経済の活性化に資する活動を行っております。
7. 群馬県及び群馬銀行と連携し、ぐんまの持続的な発展を実現することを目指す「ぐんまの未来共創宣言」に署名し、県の交流人口増加や女性・若者の活躍、スタートアップ企業の支援などに取り組んでおります。

(7) 事業譲渡等の状況

特に記すべき事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記すべき事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

2025年3月31日現在

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
江 原 洋	代表取締役頭取執行役員	—	—
櫻 井 裕 之	代表取締役副頭取執行役員 コンプライアンス統括部、監査部、 証券業務（内部管理統括責任者）	—	—
北 爪 功	取締役専務執行役員 審査部、審査管理部、人事部、 統合リスク管理部	—	—
鈴 木 信一郎	取締役常務執行役員 資金運用部、事務統括システム部、 事務集中部、コンサルティング部（副担当）	—	—
岡 部 晋	取締役常務執行役員 総合企画部、総務部、財務経理部	東和カード株式会社 取締役 東和銀リース株式会社 取締役	—
水 口 剛	取締役（社外取締役）	高崎経済大学 学長・副理事長	—
大 西 利佳子	取締役（社外取締役）	株式会社コトラ 代表取締役 株式会社ベルパーク 社外取締役 株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役 株式会社マーキュリアホールディングス 社外取締役	—
丸 山 彬	取締役（社外取締役）	丸山法律事務所 副所長 群馬弁護士会 常議員	—
橋 本 政 美	常勤監査役	—	—
櫻 田 宣 之	常勤監査役	—	—
加 藤 真 一	監査役（社外監査役）	税理士法人加藤会計事務所 代表社員 カネコ種苗株式会社 社外監査役 公認会計士	—
齋 藤 純 子	監査役（社外監査役）	齋藤純子税理士事務所 代表	—

- (注) 1. 2024年6月27日開催の第119回定時株主総会における就任、総会終結時の退任
- 再任 取締役 江原洋、櫻井裕之、北爪功、鈴木信一郎、水口剛（非常勤、社外取締役）、大西利佳子（非常勤、社外取締役）
監査役 橋本政美、齋藤純子（非常勤 社外監査役）
- 新任 取締役 岡部晋、丸山彬（非常勤 社外取締役）
監査役 櫻田宣之
- 退任 取締役 多胡秀人（非常勤 社外取締役）
監査役 大澤清美

2. 取締役水口剛氏、大西利佳子氏及び丸山彬氏、監査役加藤真一氏及び齋藤純子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 監査役加藤真一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役齋藤純子氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数 (名)	固定報酬 (百万円)	非金銭報酬等 (株式報酬型ストック・オプション) (百万円)	報酬等合計 (百万円)
取締役	9	118	23	141
監査役	5	41	—	41
計	14	159	23	183

- (注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2024年6月27日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
3. 非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）の内容
- ア. 社外取締役を除く取締役に割り当てる。
- イ. 新株予約権の総数10,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する数の上限とする。
- ウ. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数は10株とする。
- エ. 新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額とする。新株予約権の割当を受けたものに対し、払込金額と同額の報酬を付与し、払込金額の払込みは、当該報酬債権との相殺によって行う。
- オ. 新株予約権個数は役職位別の配分とする。新株予約権は各事業年度の定時株主総会の日から1年以内に割り当てる。割当日は毎年一定の時期とし、取締役会にて決定する。
- カ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円として、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- キ. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から25年以内で、当行取締役会が定める期間とする。
- ク. 新株予約権の主な行使の条件
新株予約権は、上記キ.の期間内において、当行の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ケ. 新株予約権の取得条項
- A. 当行は以下の①から⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）
- ②当行が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
- ③当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）
- ④当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

B. 当行は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当行取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

コ. 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

4. 取締役の報酬等には、当事業年度において費用計上した株式報酬型ストック・オプションによる報酬額23百万円を含んでおります。

5. 役員に対する定款または株主総会で定められた報酬限度額は、以下のとおりであります。

取締役 報酬月額 25百万円以内（1988年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取締役の員数：15名）

監査役 報酬月額 8百万円以内（1994年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の監査役の員数：3名）

取締役（社外取締役を除く） 株式報酬型ストック・オプション年額 60百万円以内

（2021年6月24日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役除く）の員数：4名）

6. 「取締役の報酬に関する方針」について

ア. 当該方針は、2021年2月19日取締役会にて決定いたしました。

イ. 内容の概要について

・ 取締役の個人別報酬等（非金銭報酬を除く）の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、役割や責任に応じて決定する。固定報酬は月次で支給する。

・ 非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）については上記3. 参照。

・ 固定報酬と株式報酬型ストック・オプションの割合について

固定報酬は一定であるが、株式報酬型ストック・オプションである非金銭報酬は、割当日において算定された公正価額を基準として決定する。

固定報酬は約8割、株式報酬型ストック・オプションは約2割を目安とする。

・ 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別報酬（ストック・オプションを含む）に関する事項は、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会で審議し、取締役会で決定する。

ウ. 上記内容を踏まえて取締役の報酬額が決定されていることから、取締役会は、取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
水 口 剛	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
大 西 利佳子	
丸 山 彬	
加 藤 真 一	
齋 藤 純 子	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	保険契約の内容の概要
当行取締役、 監査役及び 執行役員	当行は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであります。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等には、補填されない等、一定の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

2025年3月31日現在

氏名	兼職その他の状況
水 口 剛（取締役）	高崎経済大学 学長・副理事長
大 西 利佳子（取締役）	株式会社コトラ 代表取締役 株式会社ベルパーク 社外取締役 株式会社キーストン・パートナーズ 社外取締役 株式会社マーキュリアホールディングス 社外取締役
丸 山 彬（取締役）	丸山法律事務所 副所長 群馬弁護士会 常議員
加 藤 真 一（監査役）	税理士法人加藤会計事務所 代表社員 カネコ種苗株式会社 社外監査役 公認会計士
齋 藤 純 子（監査役）	齋藤純子税理士事務所 代表

(注) 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会 監査役会 出席回数	取締役会・監査役会における発言の状況・当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
水 口 剛 (取締役)	5年9月 (2019年6月26日就任)	取締役会 11回/14回	当期中に開催された取締役会14回のうち11回出席し、多くの議案に関し、客観的、中立的な立場から意見・提言を行っております。特に専門的な見地であるESG地域金融やサステナブルファイナンスなどの観点から様々な助言や課題提起を行うなど、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性強化において、適切な役割を果たしております。
大 西 利佳子 (取締役)	5年9月 (2019年6月26日就任)	取締役会 13回/14回	当期中に開催された取締役会14回のうち13回出席し、多くの議案に関し、客観的、中立的な立場から意見・提言を行っております。特に人材紹介企業の経営者の視点及び金融機関勤務経験からコーポレート・ガバナンスや人的資本及びDXに対し助言や課題提起を行うなど、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性強化において、適切な役割を果たしております。
丸 山 彬 (取締役)	9月 (2024年6月27日就任)	取締役会 10回/10回	就任後に開催された全ての取締役会に出席し、多くの議案に関し、客観的、中立的な立場から意見・提言を行っております。弁護士として高い見識及び法務全般に関する専門的知見を有しており、特に企業法務、金融法務に関しての専門的知見により、様々な助言や課題提起を行うなど、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性強化において、適切な役割を果たしております。
加 藤 真 一 (監査役)	10年9月 (2014年6月26日就任)	取締役会 14回/14回 監査役会 14回/14回	当期中に開催された全ての監査役会に出席し、社外監査役として、常勤監査役から報告を受け、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。当期中に開催された全ての取締役会に出席し、特に公認会計士として専門的な見地から、的確な助言・提言を行っております。
齋 藤 純 子 (監査役)	2年9月 (2022年6月29日就任)	取締役会 14回/14回 監査役会 14回/14回	当期中に開催された全ての監査役会に出席し、社外監査役として、常勤監査役から報告を受け、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。当期中に開催された全ての取締役会に出席し、特に税理士として専門的な見地から、的確な助言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等 (百万円)	銀行の親会社等からの報酬等
報酬などの合計	6	24	該当事項はありません

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

130,000千株

発行済株式の総数

37,180千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 普通株式の発行済株式の総数は、自己株式419千株を含んでおります。

(2) 当年度末株主数

17,541名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,522	12.30
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,731	7.43
東和銀行従業員持株会	962	2.61
JP MORGAN CHASE BANK 385781	474	1.29
社会福祉法人広聖会	421	1.14
関東建設工業株式会社	411	1.11
株式会社群馬銀行	394	1.07
SBI地銀ホールディングス株式会社	371	1.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	370	1.00
野村信託銀行株式会社（投信口）	351	0.95

- (注) 1. 大株主は、上位10名の状況を表示しております。自己株式は、上記大株主からは除いております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当行の会社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第2回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	2011年8月12日	
	③新株予約権の数	656個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式6,560株	
	⑤新株予約権の行使期間	2011年8月13日から2036年8月12日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第3回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	2012年8月3日	
	③新株予約権の数	878個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式8,780株	
	⑤新株予約権の行使期間	2012年8月4日から2037年8月3日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第4回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	2013年8月2日	
	③新株予約権の数	960個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式9,600株	
	⑤新株予約権の行使期間	2013年8月3日から2038年8月2日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第5回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	2014年8月6日	
	③新株予約権の数	920個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式9,200株	
	⑤新株予約権の行使期間	2014年8月7日から2039年8月6日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第6回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	2015年8月6日	
	③新株予約権の数	746個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式7,460株	
	⑤新株予約権の行使期間	2015年8月7日から2040年8月6日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第7回株式報酬型新株予約権	3名
	②新株予約権の割当日	2016年8月12日	
	③新株予約権の数	1,440個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式14,400株	
	⑤新株予約権の行使期間	2016年8月13日から2041年8月12日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第8回株式報酬型新株予約権	3名
	②新株予約権の割当日	2017年8月10日	
	③新株予約権の数	1,031個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式10,310株	
	⑤新株予約権の行使期間	2017年8月11日から2042年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第9回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	2018年8月10日	
	③新株予約権の数	1,266個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式12,660株	
	⑤新株予約権の行使期間	2018年8月11日から2043年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第10回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	2019年8月9日	
	③新株予約権の数	2,256個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式22,560株	
	⑤新株予約権の行使期間	2019年8月10日から2044年8月9日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第11回株式報酬型新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	2020年8月13日	
	③新株予約権の数	3,883個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式38,830株	
	⑤新株予約権の行使期間	2020年8月14日から2045年8月13日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第12回株式報酬型新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	2021年8月10日	
	③新株予約権の数	4,635個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式46,350株	
	⑤新株予約権の行使期間	2021年8月11日から2046年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第13回株式報酬型新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	2022年8月9日	
	③新株予約権の数	4,714個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式47,140株	
	⑤新株予約権の行使期間	2022年8月10日から2047年8月9日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第14回株式報酬型新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	2023年8月10日	
	③新株予約権の数	4,698個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式46,980株	
	⑤新株予約権の行使期間	2023年8月11日から2048年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第15回株式報酬型新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	2024年8月9日	
	③新株予約権の数	3,948個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式39,480株	
	⑤新株予約権の行使期間	2024年8月10日から2049年8月9日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
社外取締役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

(注) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 交付した者の人数
当行の 執行役員	①名称	第15回株式報酬型新株予約権	7名
	②新株予約権の割当日	2024年8月9日	
	③新株予約権の数	3,524個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式35,240株	
	⑤新株予約権の行使期間	2024年8月10日から2049年8月9日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
子会社及び子法人等 の会社役員及び 使用人	—	—	—

(注) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC Japan有限責任監査法人 指定有限責任社員 大辻竜太郎 指定有限責任社員 森 直子	74	—

- (注) 1. 当行及び子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は74百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、相当と認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

(業務の適正を確保する体制の概要)

(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題として位置づけ、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理及びそれを具体的に担保するための態勢を構築し、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督を行います。
- ② 取締役は、業務執行にあたり、善良なる管理者の注意義務及び忠実義務を果たします。
- ③ 取締役は、優れた遵法精神と高い倫理観をもって率先垂範して法令等の遵守に取り組むことといたします。
- ④ 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしております。
- ⑤ 事業年度毎に、取締役会においてコンプライアンス実践計画を策定するとともに経営方針においてコンプライアンスに関する基本方針を決定しております。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
- ⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。
- ⑧ 取締役、執行役員の選解任や報酬等の重要案件の検討にあたり、議案内容に関する適切性の検証を行うため、社外取締役及び代表権のある取締役で構成する「指名報酬委員会」で審議し、助言・提言を得ております。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書規程に従い適切に保存及び管理しております。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 統一的なリスクの管理体制を確立するために、統合リスク管理規程及びリスク管理の基本方針により、リスクカテゴリー毎の管理部署等を定めるとともに総合企画部をリスク管理統括部署と定め、統合的な管理を行っております。

- ② 監査部は、各リスク管理部署の管理の適切性について、独立した立場から監査を実施しております。
- ③ 大規模災害などの不測の事態を想定した「業務継続計画規程」を策定し、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築しております。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として常務会を置き、各業務の分掌並びに事案毎の職務執行権限の定めに従って適時・適正な業務執行を行っております。
- ② 取締役会においては、決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
- ③ 監査部は、本部各部の業務運営が本部業務分掌及び職務権限に従って適正に行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。

(5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が使用人の職務執行を監督するにあたり、法令等遵守が最優先であることを常に強調し、使用人のコンプライアンス・マインドを涵養いたします。
- ② 法令遵守の手引き（取締役会付議）を策定し、全員に配付するとともに、研修・会議を通じて法令等遵守意識の高揚を図っております。
- ③ 事業年度毎にコンプライアンス実践計画を策定し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
- ④ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を置くとともに、本部各部及び全営業店にコンプライアンス責任者を配置しております。また、本部各セクションの横断的組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題が生じた場合の改善を図っており、また、防止策、対応策の検討を行っております。
- ⑤ 反社会的勢力に対する統括部署として、コンプライアンス統括部に反社会的取引監視室を置くとともに、弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
- ⑥ 監査部は、本部各部及び営業店において法令・行内規程を遵守した業務が行われるよう独立した立場から監査を実施しております。
- ⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ① 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項等については、事前協議、事前報告を求めています。

- ② 当行において、当行及び子会社の取締役等が出席する子会社情報交換会を年1回開催しており、子会社の取締役（代表者）から、営業状況、決算見込、今後の見通し等について報告を求めています。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行の定める子会社等管理規程、リスク管理基本方針に基づき、子会社のリスク管理状況について適切に管理するとともに、業務継続に係る緊急事態が発生した場合の報告体制等を整えています。
- ② 当行の定めるリスク管理基本方針等に準拠し、子会社において「リスク管理規程」を定め、リスクを総合的に管理する体制を整えています。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当行の取締役会規程に準拠し、子会社において取締役会規程を定め、取締役会にて決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
- ② 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の当行に対する事前協議事項、事前報告事項、事後報告事項、緊急報告事項等を規定しております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

(9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においても、業務の決定及び執行に関する適正を確保するため、取締役会を設置、監査役を選任しております。
- ② 当行の定める子会社等管理規程に基づき、子会社の重要な業務執行の決定については、当行の所管部署においてその適正について管理するとともに、業務の状況について適時に報告を受けております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。
- ④ 当行において、子会社の取締役等に対し、年1回コンプライアンス研修会を実施しており、当行所管部より、個人情報管理、反社会的勢力との関係遮断、利益相反管理他、法令等遵守に係る重要事項について徹底しております。

- ⑤ 当行の定める各種管理規程に準拠し、子会社において「コンプライアンス規程」「個人情報管理規程」「公益通報規程」等を定め、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えております。

(10) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役室を設置し、補助者を配置することとしております。

(11) 当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うこととしております。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務に関し、代表取締役の指揮命令から独立し、その人員・任命・解雇・配転等の人事異動については、予め監査役の同意を得た上で取締役会等が決定することとしております。

(12) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る当行の取締役及び使用人等の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
- ② 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会等の経営の重要会議に出席するとともに、支店長会議等の会議・報告会にも出席し、業務執行の決定や状況報告を受ける体制をとっております。
- ③ 当行は、法令違反行為等に関し、当行の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

(13) 当行子会社の取締役及び使用人等が当行監査役に報告するための体制

- ① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る子会社の取締役及び使用人等の当行の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
- ② 当行は、法令違反行為等に関し、子会社等の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

(14) 前号の報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の定める内部通報制度において、当行及び子会社等の報告者が、当該報告等を行ったことにより不利な取扱いを受けないことを規定し、周知徹底しております。

(15) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続 その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、必要に応じ、予算外の費用等を支弁する体制を整えております。

(16) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会・支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしております。
- ② 監査役が、当行及び子会社の取締役等との定期的な面談や営業店への臨店を通し、情報の収集や使用人との意思疎通を図ることができるよう体制を整備しております。

(業務の適正を確保する体制の運用状況の概要)

(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

全取締役の総意として宣言した、法令等遵守態勢や社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の確立等を内容とする「取締役業務執行宣言」に基づき、取締役が全員対等な立場で発言し、実質的かつ活発な論議を行うことにより、取締役会を業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督のための開かれた意思決定機関としております。

- ① 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしており、本事業年度においては、取締役会（本事業年度は14回開催）に出席し、取締役会に対する監督・牽制機能を発揮しております。
- ② 事業年度毎に経営方針、コンプライアンス実践計画を策定（本事業年度は「2024年度経営方針」「2024年度コンプライアンス実践計画」）し、当該事業年度に実施する諸施策と併せ、法令等遵守に係る経営姿勢を明確にし、コンプライアンス体制の徹底を図っております。

- ③ 「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断を宣言しているほか、「反社会的勢力等との取引防止規程」等に基づき、本事業年度においては、反社会的取引対策委員会を4回開催し、反社会的勢力等に係る対応策等の協議を行うなど、内部管理態勢の強化を図っております。
- ④ 「指名報酬委員会規程」に基づき、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会を本事業年度において1回開催し、取締役の選解任や報酬等の重要議案の検討にあたり、議案内容に関する適切性の検証を行うなど、取締役会の経営監督機能の強化を図っております。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書規程」に基づき、取締役会等の議事録や会議資料等の職務執行に係る情報について、適切な保存・管理を実施しております。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「統合リスク管理規程」や「リスク管理の基本方針」等に基づき、統合的なリスク管理、カテゴリー毎のリスク管理を実施するとともに、毎月1回資金管理部会（常務会）を開催（本事業年度は12回開催）し、リスク管理に関する諸問題等の討議を行っております。
- ② 「業務継続計画規程」等に基づき、本事業年度においては、安否確認システムを活用した行員の安否確認訓練や本部棟・情報センターにおける消防訓練、システム障害やサイバー攻撃等を想定した訓練を定期的を実施するなど、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じられる体制を整えております。
- ③ 監査部は、リスク管理部署も含めた本部各部及び営業店等の業務運営や管理の適切性について、独立した立場から監査を行っており、本事業年度においては、本部延べ33部署、営業店延べ126支店、関連子会社延べ3社にて監査を実施しております。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、「取締役会規程」「常務会規程」等において、取締役会と常務会との適正な業務分掌等についての定めを置いており、意思決定の効率化・迅速化を図っております。本事業年度においては、取締役会を14回、常務会を59回開催しております。

また、当行では、取締役会が適切に機能しているかを検証するために、社内および社外取締役・監査役全員を対象としたアンケート（無記名方式）を、年に1回実施することで、取締役会の実効性を評価しております。取締役会では、評価における課題について議論を行い、改善を図ることで、さらなる取締役会の実効性の向上に取り組んでおります。

(5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに関する行内ルール等を取りまとめた「法令遵守の手引き」を全行員に配付し、各種研修や会議等での徹底により、行員の法令等遵守意識の高揚を図っております。
- ② 「公益通報規程」に基づき、社内（コンプライアンス統括部）及び社外（顧問弁護士事務所）に通報窓口を設けるとともに、当行の監査役への通報も同規程の対象とし、法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。
- ③ コンプライアンス基本事項の徹底や事務事故の再発防止態勢の強化、反社会的勢力に対する取組みの強化等を内容とした「2024年度コンプライアンス実践計画」を策定・実施し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
- ④ 原則毎月1回開催しているコンプライアンス委員会について、本事業年度においては12回開催し、法令等遵守に係る諸問題の解決や改善、対応策等の協議を行っております。

(6) 子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行の定める「子会社等管理規程」「リスク管理基本方針」等に基づき、当行への定期的な情報報告や重要事項等の事前協議、事前報告を求めるとともに、子会社のリスク管理状況について適切に監視しております。
- ② 事業年度毎に、当行において、子会社取締役等との情報交換会や子会社取締役等へのコンプライアンス研修を実施（本事業年度は各1回の開催）しております。
- ③ 当行の定める「公益通報規程」において、子会社等の役職員も同規程の対象者（通報者、相談者）に含め、子会社等における法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。

(7) 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ① 監査役の求めに応じ、2007年11月より監査役室を設置し、専従の補助者1名を配置しております。
- ② 監査役は取締役会（本事業年度は14回開催）に、常勤監査役はさらに常務会（同59回開催）や支店長会議（同3回開催）等、経営の重要会議や報告会に出席し、必要に応じ意見具申するなど、経営陣に対する監督・牽制機能を発揮しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	167,707
コールローン及び買入手形	867
金銭の信託	2,994
有価証券	535,044
貸出金	1,606,700
外国為替	620
その他資産	36,625
有形固定資産	23,884
建物	6,027
土地	15,529
リース資産	61
建設仮勘定	33
その他の有形固定資産	2,231
無形固定資産	3,458
ソフトウェア	3,212
その他の無形固定資産	246
退職給付に係る資産	4,557
繰延税金資産	2,916
支払承諾見返	3,678
貸倒引当金	△ 6,302
資産の部合計	2,382,753

科目	金額
(負債の部)	
預金	2,155,574
借入金	121,490
外国為替	101
その他負債	7,393
賞与引当金	471
退職給付に係る負債	59
役員退職慰労引当金	1
睡眠預金払戻損失引当金	97
偶発損失引当金	657
繰延税金負債	8
再評価に係る繰延税金負債	2,047
支払承諾	3,678
負債の部合計	2,291,582
(純資産の部)	
資本金	38,653
資本剰余金	17,500
利益剰余金	59,241
自己株式	△ 284
株主資本合計	115,111
その他有価証券評価差額金	△ 28,336
土地再評価差額金	2,082
退職給付に係る調整累計額	1,525
その他の包括利益累計額合計	△ 24,727
新株予約権	256
非支配株主持分	531
純資産の部合計	91,171
負債及び純資産の部合計	2,382,753

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		37,815
資金運用収益	23,692	
貸出金利息	20,041	
有価証券利息配当金	3,297	
コールローン利息及び買入手形利息	33	
預け金利息	316	
その他の受入利息	3	
役務取引等収益	6,827	
その他業務収益	64	
その他経常収益	7,229	
貸倒引当金戻入益	467	
償却債権取立益	2,250	
その他の経常収益	4,512	
経常費用		31,425
資金調達費用	1,390	
預金利息	1,314	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	75	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	3,955	
その他業務費用	1,251	
営業経費	20,471	
その他経常費用	4,357	
その他の経常費用	4,357	
経常利益		6,389
特別利益		—
特別損失		240
固定資産処分損	4	
減損損失	236	
税金等調整前当期純利益		6,148
法人税、住民税及び事業税	886	
法人税等調整額	744	
法人税等合計		1,631
当期純利益		4,517
非支配株主に帰属する当期純損失		3
親会社株主に帰属する当期純利益		4,520

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
1 当期首残高	38,653	17,500	72,512	△ 139	128,526
2 当期変動額					
3 剰余金の配当	－	－	△ 1,502	－	△ 1,502
4 親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	4,520	－	4,520
5 自己株式の処分	－	△ 5	－	45	39
6 自己株式の消却	－	△ 16,288	－	16,288	－
7 自己株式の取得	－	－	－	△ 16,478	△ 16,478
8 土地再評価差額金の取崩	－	－	5	－	5
9 利益剰余金から資本 剰余金への振替	－	16,294	△ 16,294	－	－
10 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－
11 当期変動額合計	－	－	△ 13,270	△ 144	△ 13,415
12 当期末残高	38,653	17,500	59,241	△ 284	115,111
	1	2	3	4	5

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
1 当期首残高	△ 15,104	2,147	2,251	△ 10,705	249	535	118,605
2 当期変動額							
3 剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△ 1,502
4 親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	－	－	4,520
5 自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	39
6 自己株式の消却	－	－	－	－	－	－	－
7 自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△ 16,478
8 土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	5
9 利益剰余金から資本 剰余金への振替	－	－	－	－	－	－	－
10 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 13,231	△ 64	△ 726	△ 14,022	7	△ 4	△ 14,019
11 当期変動額合計	△ 13,231	△ 64	△ 726	△ 14,022	7	△ 4	△ 27,434
12 当期末残高	△ 28,336	2,082	1,525	△ 24,727	256	531	91,171
	6	7	8	9	10	11	12

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	167,659
現金	34,493
預け金	133,166
コールローン	867
金銭の信託	2,994
有価証券	535,059
国債	47,117
地方債	118,498
社債	212,466
株式	14,265
その他の証券	142,711
貸出金	1,609,244
割引手形	2,571
手形貸付	17,444
証書貸付	1,450,136
当座貸越	139,092
外国為替	620
外国他店預け	588
買入外国為替	30
取立外国為替	0
その他資産	25,785
未決済為替貸	290
未収収益	1,690
金融派生商品	5
その他の資産	23,798
有形固定資産	23,774
建物	6,026
土地	15,529
リース資産	15
建設仮勘定	33
その他の有形固定資産	2,168
無形固定資産	3,444
ソフトウェア	3,204
その他の無形固定資産	239
前払年金費用	2,334
繰延税金資産	3,612
支払承諾見返	3,678
貸倒引当金	△ 6,137
資産の部合計	2,372,938

科目	金額
(負債の部)	
預金	2,156,325
当座預金	79,657
普通預金	1,256,555
貯蓄預金	15,323
通知預金	14,891
定期預金	757,737
定期積金	14,507
その他の預金	17,651
借入金	115,900
借入金	115,900
外国為替	101
売渡外国為替	15
未払外国為替	86
その他負債	5,142
未決済為替借	376
未払法人税等	716
未払費用	1,561
前受収益	653
給付補填備金	1
金融派生商品	5
リース債務	16
資産除去債務	276
その他の負債	1,534
賞与引当金	462
睡眠預金払戻損失引当金	97
偶発損失引当金	657
再評価に係る繰延税金負債	2,047
支払承諾	3,678
負債の部合計	2,284,413
(純資産の部)	
資本金	38,653
資本剰余金	17,500
資本準備金	17,500
利益剰余金	58,650
利益準備金	3,938
その他利益剰余金	54,712
繰越利益剰余金	54,712
自己株式	△ 284
株主資本合計	114,520
その他有価証券評価差額金	△ 28,334
土地再評価差額金	2,082
評価・換算差額等合計	△ 26,251
新株予約権	256
純資産の部合計	88,525
負債及び純資産の部合計	2,372,938

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		33,902
資金運用収益	23,691	
貸出金利息	20,041	
有価証券利息配当金	3,296	
コールローン利息	33	
預け金利息	316	
その他の受入利息	3	
役務取引等収益	6,166	
受入為替手数料	1,197	
その他の役務収益	4,968	
その他業務収益	64	
外国為替売買益	49	
国債等債券売却益	14	
その他経常収益	3,980	
貸倒引当金戻入益	509	
償却債権取立益	2,232	
株式等売却益	62	
金銭の信託運用益	1	
その他の経常収益	1,173	
経常費用		27,529
資金調達費用	1,335	
預金利息	1,314	
コールマネー利息	0	
借入金利息	19	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	3,563	
支払為替手数料	124	
その他の役務費用	3,438	
その他業務費用	1,251	
国債等債券売却損	1,251	
営業経費	19,921	
その他経常費用	1,458	
貸出金償却	684	
株式等売却損	0	
その他の経常費用	773	
経常利益		6,373
特別利益		-
特別損失		239
固定資産処分損	3	
減損損失	236	
税引前当期純利益		6,133
法人税、住民税及び事業税	886	
法人税等調整額	744	
法人税等合計		1,630
当期純利益		4,502

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
1 当期首残高	38,653	17,500	－	17,500	3,638	68,301	71,939	△ 139	127,953
2 当期変動額									
3 剰余金の配当	－	－	－	－	－	△ 1,502	△ 1,502	－	△ 1,502
4 利益準備金の積立	－	－	－	－	300	△ 300	－	－	－
5 当期純利益	－	－	－	－	－	4,502	4,502	－	4,502
6 自己株式の処分	－	－	△ 5	△ 5	－	－	－	45	39
7 自己株式の消却	－	－	△ 16,288	△ 16,288	－	－	－	16,288	－
8 自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△ 16,478	△ 16,478
9 土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	5	5	－	5
10 利益剰余金から 資本剰余金への振替	－	－	16,294	16,294	－	△ 16,294	△ 16,294	－	－
11 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12 当期変動額合計	－	－	－	－	300	△ 13,589	△ 13,288	△ 144	△ 13,433
13 当期末残高	38,653	17,500	－	17,500	3,938	54,712	58,650	△ 284	114,520

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
1 当期首残高	△ 15,103	2,147	△ 12,956	249	115,247
2 当期変動額					
3 剰余金の配当	－	－	－	－	△ 1,502
4 利益準備金の積立	－	－	－	－	－
5 当期純利益	－	－	－	－	4,502
6 自己株式の処分	－	－	－	－	39
7 自己株式の消却	－	－	－	－	－
8 自己株式の取得	－	－	－	－	△ 16,478
9 土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	5
10 利益剰余金から 資本剰余金への振替	－	－	－	－	－
11 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 13,231	△ 64	△ 13,295	7	△ 13,288
12 当期変動額合計	△ 13,231	△ 64	△ 13,295	7	△ 26,722
13 当期末残高	△ 28,334	2,082	△ 26,251	256	88,525

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 東和銀行
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 辻 竜太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 直 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東和銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準が求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性については我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 東和銀行
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜太郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 直 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東和銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社 東和銀行 監査役会

常勤監査役 橋 本 政 美 ㊞
常勤監査役 櫻 田 宣 之 ㊞
監 査 役 加 藤 真 一 ㊞
監 査 役 齋 藤 純 子 ㊞

(注) 監査役加藤真一及び監査役齋藤純子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当（第120期期末配当）に関する事項

剰余金の配当につきましては、安定的な配当の継続を基本とし、加えて自己株式取得を合わせた総還元性向について30%以上を目安とすることを株主還元方針としております。

第120期末配当につきましては、第120期の通期業績が当初予想を上回ったこと、また株主の皆さまからの日頃のご支援にお応えするため、当初予想（1株当たり30円）に比べて1株当たり5円増配を実施し、1株当たり35円といたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。	
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	普通株式1株につき その総額	金35円 1,286,615,610円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月27日	

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由
- 2024年5月14日付で当行第二種優先株式の取得及び消却を完了したことから、同株式に係る規定を削除するものであります。また、この削除に伴い定款の所要の変更を行うものであります。
2. 定款変更の内容
- 変更内容は次のとおりであります。

(下線部____は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条 (省 略)	第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、130,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 130,000,000株 第二種優先株式 20,000,000株 第7条～第11条 (省 略)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、130,000,000株とする。
第2章の2 第二種優先株式 (第二種優先配当金) 第11条の2 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第二種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。	第7条～第11条 (現行どおり) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
② ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ③ 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 (第二種優先中間配当金) 第11条の3 当銀行は、第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。 (第二種優先株主に対する残余財産の分配) 第11条の4 当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。 ② 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。	(削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(第二種優先株主の議決権) 第11条の5 <u>第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</u>	(削 除)
(普通株式を対価とする取得請求権) 第11条の6 <u>第二種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得すると引換えに、第3項に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付するものとする。</u> ② <u>前項における取得を請求することができる期間は、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間（以下、「取得請求期間」という。）とする。</u> ③ <u>当銀行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(株式の分割または併合および株式無償割当て) 第11条の9 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。 ② 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。 第3章 株主総会 (省 略) 第12条～第18条 (準用規定) 第18条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 ② 第14条、第15条、第16条第1項および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ③ 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (以下 条文省略)	(削 除) 第3章 株主総会 (現行どおり) (削 除) (以下 条文変更なし)

第3号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において、より機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者とした7名の選任につきましては、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会で審議し、指名報酬委員会が取締役会に対して助言・提言を行っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名			現在の当行における地位		
1	江原	洋	男性	再任		代表取締役頭取執行役員
2	北爪	功	男性	再任		取締役専務執行役員
3	鈴木	信一郎	男性	再任		取締役常務執行役員
4	岡部	晋	男性	再任		取締役常務執行役員
5	水口	剛	男性	再任	社外 独立	取締役
6	丸山	彬	男性	再任	社外 独立	取締役
7	齊藤	三希子	女性	新任	社外 独立	—



1 江 原 洋

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	当行入行	2014年 6月	取締役常務執行役員
2007年 7月	秘書室副部長	2017年 6月	取締役専務執行役員
2009年 2月	川越支店長	2019年 6月	取締役副頭取執行役員
2011年 6月	執行役員高崎支店長	2020年 6月	代表取締役頭取執行役員
2013年 6月	常務執行役員高崎支店長		現在に至る

再 任

生年月日

1956年4月16日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式25,500株

取締役候補者の選任理由

総合企画部門のほか、リスク管理部門、審査部門、財務経理部門、人事部門、総務部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに高崎支店長、川越支店長を務めるなど現場感覚に優れ、銀行業務全般に精通しております。また、2014年6月から取締役、2019年6月より取締役副頭取、2020年6月より代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



2 北 爪 功

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当行入行	2019年 6月	取締役執行役員
2008年10月	笹原支店長		リレーションシップバンキング推進部長、
2013年 4月	伊勢崎支店長		リレーションシップバンキング戦略部部長
2016年 4月	執行役員伊勢崎支店長		
2016年 6月	執行役員リレーションシップバンキング推進部長	2020年 6月	取締役専務執行役員
			現在に至る

再 任

生年月日

1964年7月16日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式15,500株

担当 審査部、審査管理部、人事部、統合リスク管理部

取締役候補者の選任理由

笹原支店長、伊勢崎支店長を務めるなど現場感覚に優れ、リレーションシップバンキング推進部門、総合企画部門、審査部門、人事部門、統合リスク管理部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、2016年4月より執行役員、2019年6月より取締役、2020年6月より取締役専務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



3 すず き しん い ち ろ う 鈴木 信 一 郎

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	株式会社日本債券信用銀行入 行（現 株式会社あおぞら銀 行）	2018年 6月	執行役員国際部長兼事務統括 システム部部长
2017年 6月	当行入行	2020年 6月	取締役常務執行役員 現在に至る
2017年 6月	国際部長		

担当 資金運用部、事務統括システム部、事務集中部、コンサルティング部（副担当）

取締役候補者の選任理由

リレーションシップバンキング戦略部門、国際部門、資金運用部門、事務統括システム部門、事務集中部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、2018年6月より執行役員、2020年6月より取締役常務執行役員としてその職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。

再任

生年月日

1962年4月22日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式12,400株



4 お か べ す す む 岡 部 晋

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2022年 6月	常務執行役員総合企画部長 兼東和銀行経済研究所長
2008年10月	蓮田支店長		
2014年 7月	総合企画部副部長	2024年 6月	取締役常務執行役員 現在に至る
2018年 2月	総合企画部長		
2020年 1月	執行役員総合企画部長		

担当 総合企画部、総務部、財務経理部

取締役候補者の選任理由

総合企画部門、総務部門、財務経理部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに蓮田支店長を務めるなど、銀行業務全般に精通しております。また、2020年1月より執行役員、2022年6月より常務執行役員、2024年6月より取締役常務執行役員としてその職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。

再任

生年月日

1962年11月15日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式15,300株



再任

社外

独立

生年月日

1962年1月14日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式5,500株

5 水口 剛

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	ニチメン株式会社入社	2008年 4月	高崎経済大学経済学部教授就任
1989年10月	英和監査法人入所		
1990年 9月	TAC株式会社入社	2017年 4月	高崎経済大学副学長・理事就任
1997年 4月	高崎経済大学経済学部講師就任	2019年 6月	当行社外取締役就任（現任）
2000年 4月	高崎経済大学経済学部准教授就任	2021年 4月	高崎経済大学学長就任（現任）
2001年10月	明治大学より博士（経営学）授与		高崎経済大学副理事長就任（現任）
			現在に至る

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

高崎経済大学の学長を務めており、環境省ESG金融ハイレベル・パネル委員、ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース座長、グリーンファイナンスに関する検討会座長、金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議座長、インパクトコンソーシアム会長を務めるなど、豊富な経験と幅広い識見を有しております。特にこうした専門的な経験や知見の観点から様々な助言・課題提起を行い、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性の強化に貢献し、適切な役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外役員以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。



再任

社外

独立

生年月日

1985年12月26日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式300株

6 丸山 彬

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2016年12月	最高裁判所司法研修所修了丸山法律事務所入所 副所長（現任）	2024年 6月	当行社外取締役就任（現任）
2023年 9月	早稲田大学ビジネスファイン ンス研究センターエグゼクテ ィブMBA essence（グロー バル）修了		現在に至る

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

弁護士として高い見識及び法務全般に関する専門的知見を有しております。特に、企業法務、金融法務に関しては、専門的知見により幅広く活躍しております。こうした観点から様々な助言・課題提起を行い、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性の強化に貢献し、適切な役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は直接企業の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。

7 齊藤三希子



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月	株式会社電通入社	2025年 5月	株式会社ハイデイ日高社外取締役就任（現任）
2005年 3月	株式会社齊藤三希子事務所設立（現 エスエムオー株式会社）代表取締役就任（現任）		現在に至る
2021年 6月	株式会社バルカー社外取締役就任（現任）		

新任

社外

独立

生年月日

1975年8月10日生

所有する当行株式の種類及び数

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

ブランド・コンサルティング会社の経営者として豊富なビジネス経験を持ち、特に、「パーパス」を起点とした「パーパス・ブランディング」に関しては専門的な知見を有しております。こうした知見を活かして会社経営者の観点から様々な助言・課題提起を行い、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性の強化に貢献し、適切な役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
- 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 - 水口剛氏、丸山彬氏、齊藤三希子氏は社外取締役候補者であります。
水口剛氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
丸山彬氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
 - 当行は水口剛氏、丸山彬氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
また、齊藤三希子氏についても、同氏の選任が承認された場合、上記契約を締結する予定です。
 - 当行は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
 - 当行は水口剛氏、丸山彬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
また、齊藤三希子氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 - 齊藤三希子氏の戸籍上の氏名は青山三希子であります。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役橋本政美氏は辞任により退任となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者は、退任監査役の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の規定により退任監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



※さくら い ひろ ゆき
櫻井 裕之

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年 4月	当行入行	2014年 6月	取締役常務執行役員
2007年 6月	総合企画部副部長	2017年 6月	取締役専務執行役員
2008年 6月	審査部長	2020年 6月	取締役副頭取執行役員
2009年10月	総合企画部長	2020年 9月	代表取締役副頭取執行役員
2011年 6月	執行役員総合企画部長		現在に至る
2013年 6月	常務執行役員東京支店長		

新任

生年月日

1957年12月26日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式24,300株

監査役候補者の選任理由

総合企画部門、審査部門、リレーションシップバンキング推進部門、人事部門、総務部門、監査部門、コンプライアンス統括部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに東京支店長を務めるなど現場感覚に優れ、銀行業務全般に精通しております。また、2014年6月から取締役、2020年9月より代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営の監査に貢献することができる人物と判断し、監査役候補者としていたしました。

(注) 1. ※は新任監査役候補者であります。

2. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

3. 当行は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行監査役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)

取締役及び監査役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

	氏 名	経験・専門性									
		企業経営／ 経営戦略	法務／ コンプライアンス	リスク 管理	財務／ 会計	営業	企業審査／ 経営改善	市場運用	人事・ 総務／ 人材開発	IT／ デジタル	ESG／ サステナ ビリティ
取締役	江 原 洋	●	●	●	●	●	●		●		
	北 爪 功	●		●		●	●		●		●
	鈴 木 信一郎	●				●		●		●	
	岡 部 晋	●		●	●	●			●		●
	水 口 剛 社外 独立	●	●		●				●		●
	丸 山 彬 社外 独立	●	●	●			●				
	齊 藤 三希子 社外 独立	●		●		●			●		●
監査役	櫻 井 裕 之	●	●	●		●	●		●	●	
	櫻 田 宣 之	●	●	●		●	●				
	加 藤 真 一 社外 独立	●			●		●		●		
	齋 藤 純 子 社外 独立	●			●		●		●		

※上記一覧表は、取締役及び監査役が有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役（社外監査役を含む）の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。



はんばう
半場 秀

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年 4月	第一東京弁護士会登録	2010年 8月	島田法律事務所入所（現任）
1993年 4月	岩田合同法律事務所入所	2012年 3月	昭栄株式会社 社外取締役
2004年 2月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2012年 6月	当行補欠監査役（現任）
2010年 3月	キャタピラー・ジャパン株式会社 社外監査役	2024年 6月	株式会社ツガミ 社外取締役（監査等委員）（現任） 現在に至る
2010年 6月	SMBC債権回収株式会社 社外取締役		

生年月日

1965年8月21日生

所有する当行株式の種類及び数

—

補欠の社外監査役候補者の選任理由

弁護士として法曹界における豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を当行の経営の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 半場秀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 半場秀氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 当行は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行監査役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）。半場秀氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
5. 半場秀氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

メモ

メモ

メモ

定時株主総会会場ご案内図

株主総会は東和銀行本店2階大会議室で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



会 場

当行本店2階大会議室
前橋市本町二丁目12番6号 TEL 027-234-1111 (代)

交 通

J R 前橋駅より徒歩15分